

# ケアを実践する場としてのメディア教育 —特別支援学校卒業生向け「生涯学習」からの考察

## Media Education in the field of acting Care - From the point of view lifelong learning for student in special needs education

引地 達也<sup>1</sup>  
Tatsuya HIKICHI

<sup>1</sup>上智大学大学院文学研究科新聞学専攻博士後期課程  
Doctral program in Journalism, Graduate school, Sophia University

**要旨**…メディアによる情報の取得と発信が広く社会に浸透する中で、これまで情報弱者とされてきた知的障がい者の若者もスマートフォンを使って情報を取得しソーシャルメディアを利用して情報を発信したり、仲間とやり取りをしている。この中でトラブルに巻き込まれるケースもあり、全国の特別支援学校の高等部の教員らはメディア教育の必要性を感じながらも、具体的な対応に明確なガイドラインがなく満足な教育が行われていない現状がアンケート調査で明らかになった。文部科学省が障がい者の生涯教育の充実に向けた政策を進める中であって、社会からの情報を正しく取得、理解し、発信及び交信していくかの視点に立った若者への教育、生涯教育が必要であり、その方向性を考えたい。

**キーワード** メディアリテラシー、特別支援教育、障害者、生涯学習、ケア

### 1. はじめに

本研究の目的は、障がい者がメディアが多様化する中で情報弱者にならないためのメディア教育を適切に行うために現在の教育状況を把握することにある。前提には私が研究を進めるメディア活動に「ケア」の視点を取り入れることで、メディアの社会的役割の質を高められるとの仮説から、ケアの思想・考え方とメディア行為全般を結び付けた活動全般を「ケアメディア」と整理し、実践を模索していることがある。広義においてケアは「人と人の関わりあい」だが、日本社会の一般的な受け止め方は「対象者」がいて成り立つ言葉との認識に傾きがちで、対象者は弱者である印象が強い。

特に社会的ケアが必要な障がい者は的確な支援活動がなければ情報弱者になってしまう可能性がある。最近では発達障がいや知的障がいのある人もパソコンやスマートフォンを保持し、重要なコミュニケーションツールとして活発なメディア閲覧・利用をしている現状だ。同時にソーシャルメディアの発展は障がい者にも及び、結果として各種トラブルも発生しており、これらトラブルはメディア環境の変化に合わせた教育の不十分さも原因と考えられる。この問題意識から全国の特別支援学校の高等部でのメディア教育の調査・分析した上で、障がいによる「情報弱者」が現代において弱者にならないための、学校から社会の移行期における適切なメディア教育の必要性を導きたい。研究方法は「特別支援学校教員等へのヒアリング（取材）」<sup>2</sup> 「全国の公立の特別支援学校高等部（知的障がい対象）教員へのアンケート調査」「関係文献及び関係資料の調査」である。

### 2. 特別支援教育の中のメディア

総務省の平成27年通信利用動向調査によると、インターネット利用者のうち、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）=SNSの利用割合は、13-19歳で64.6%<sup>3</sup>であり、これは中高生から次のステップに歩み始めた進学者や新社会人の時期がSNSを始める急増期にあたることを示している。これらの若者をベースに今後もSNSの世界は社会全般に広がっていくと考えられ、この広がりには特別支援学校在校生も例外ではない。社会で生きる人はそれぞれのニーズに応じてSNSを利用し利用される一人となるのは確実である。

特別支援学校が行う特別支援教育は平成19年に学校教育法に位置付けられ、その定義は「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力

を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」（文部科学省）とされる。従来の特殊教育の対象の障害だけでなく「LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症」を含めたことにより、知的障がいのない学習障がい者の在学の割合も多く、生徒らはコミュニケーションツールとして携帯電話やスマートフォンを所持するというメディア環境にあるのが現状だ。

この変化の中、教育現場では従来のメディア・リテラシー概念におけるメディア教育では対応できないことを認識し、現実社会に対応した新しいメディア教育を求められながらも、明確なガイドラインはなく、現場は手探りの状態と思われる。中橋ら（2017）は、ソーシャルメディア時代のメディア・リテラシー教育について「SNSの特性を理解した上で、メディアのあり方を考えていく重要性について学ぶ必要がある」<sup>4</sup>とした上で「多様な価値観をもった人々が多様な目的で活用するSNSによって形成される情報に対して、どのように読み解けばよいのか、自分の解釈を批判的に捉え直すことや、そのコミュニティのあり方について考える営みについて検討していくことが重要」<sup>5</sup>と指摘している。

1980年代に米国の大衆文化の流入に対抗するカナダの市民グループの活動が出发点とされる伝統的なメディア・リテラシーは、日本もその概念を受け継ぎ、テレビ・新聞を中心としたマスメディアを分析的・批判的に読み解く力を備えながらメディアを活用していく力として位置づけられてきた。2000年の総務省報告書による定義は「メディアを主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし、活用する能力」「メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力」の3点である。<sup>6</sup>

また黒上（2005）は、生田（2005）のメディア・リテラシーの整理枠組みである自分とメディアの間に存する3つの層である「道具的技能」「相互作用の価値観・態度」「批判的思考力」を引用し「人は3つのメディア・リテラシー——のレベルにおいて、メディアの関わり方を柔軟に、意図的にデザインしているという見方」と捉え、メディア・リテラシーを「自分自身とメディアとのインターフェイスをデザインする能力」<sup>7</sup>と定義した。

他方、伝統的なメディアである新聞はメディア・リテラシーの向上に向けての啓蒙活動を行ってきたが、読売新聞と朝日新聞の記事から「メディア・リテラシー」について考察した近藤（2013）は読売・朝日が「本来の訳語からいえば『読みと書きの能力』であるメディア・リテラシーに対して、『読み』重視の定義がなされてきたことがわかった」<sup>8</sup>とし、その「読み」についても「能動的な読み手」を想定していることも指摘した。つまり旧来のメディアは自分たちが読まれているもの・観られているもの、という前提でメディア・リテラシーを定義づけてきた経緯があるが、新聞離れが急速に進む中であって、旧来の「読み」中心のメディア教育は、その在り方を問い直さなければならないであろう。

この状況にあって、特別支援教育は社会に出るための教育として、学ぶべきポイントは実社会と結びつくものが優先される傾向があるが、これはすなわちマスメディアが発する情報を学ぶのではなく、自分の手のひらにある情報端末でコミュニケーション行為をすることについての学習が必要との認識となるのは自然であろう。

### 3. 調査と分析

本調査は文部科学省が2018年度からの新規事業「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」の一環として行った。質問用紙は各都道府県の公立の特別支援学校高等部のうち知的障害者を扱う学校を抽出し、2018年6-7月に850校に対し郵送で趣旨説明とともにアンケート用紙を同封し、返信用封筒で返送してもらった。ホームページ上で質問用紙をダウンロードし、イーメールで添付することでの回答も可能とした。基本的には学校名と回答者名を記入してもらうこととした。一校が匿名回答を希望した。回答数は150であった。以下質問項目に対しての回答を抽出し分析を進めたい。

#### 3-1 7割以上がメディア教育を実施

質問 現在、御校ではメディアに関する授業もしくは学習プログラムを行っていますか。

（メディアに関する授業は、メディア・リテラシー向上に向けた内容を中心としたものとさせていただきます）

回答 現在行っている108 以前行っていた4 行っていないが行う予定である8 行っていない27

現状、7割以上の学校でメディア教育が行われており、「行っていない」学校も一定数いるが、障害レベルにより「該当者がいない」という理由や、「手付かずの状態」との回答もあった。設問1の回答に対する内容記述を求めた設問2の回答を内容分析したところ、「行っている」内容は99件が主にインターネットやSNSに関する学習に関するもので、伝統的なメディア・リテラシーとされる新聞・テレビメディアに関する学習は5件のみであった。また文部科学省が示す「情報モラル教育」を念頭に「情報学習」という幅広い領域を想定した総合的なメディア教育を意識して行っている記述も16件あった。

### 3-2 トラブル回避のための教育

質問 特別支援学校高等部におけるメディア教育は必要でしょうか不必要でしょうか。理由も併せて教えてください。

回答 絶対必要89 まあ必要55 それほど必要ではない2 不必要である0 その他3

ここでは「絶対必要」「まあ必要」がほとんどであり、必要性は強く認識していることが確認できた。その理由に「トラブル回避のため」というネガティブな対応策として必要性を導き出しているケースが多いことが分かった。

理由の回答では、「問題」「トラブル」「悪口」「不満」「安全」との言葉を使用して説明したのが39件にも上っていることから、現場では多くのトラブルが実際に発生しており、結果として防衛としての学びとの位置づけに追いやられているのが実態のようだ。以下は意見の一部である。カッコ内は回答者が所属する学校の所在都道府県である。

- ・SS等の使用による、コミュニケーションでの問題や、ゲームアプリでの金銭の問題などの問題点が多々あるため（沖縄）
- ・本校の生徒がSS等を活用する中で現実にトラブルを起こしたり巻き込まれたりしている（千葉）
- ・情報の発信・受信に関してトラブルに巻き込まれることが少なくない。よって、メディア教育を行うことで正しい情報発信と受信を学び、メディアによるトラブル回避とメディアを活用することで得られるよりよい生活につなげるためにもメディア教育は必要だと考える（岩手）
- ・時代に即してメディアを利用(コントロール)する力を身に付けるため。メディア情報を吟味する力(だまされない力)を身に付けるため。(社会に出て身を守るのは自分だけ、という認識に立って)SSSに関わるトラブル回避能力やネット詐欺の知識習得とその対策等を身に付けるため（神奈川県）
- ・生徒を情報弱者にしない。情報スキルが生徒の障害を補ってくれる。情報犯罪の加害者・被害者にしない。ネットトラブルにまきこまれない（福井）

福井の「情報弱者にしない」視点は特別支援教育という特性を考えた場合、重要な視点であり、情報格差を生じさせない教育的配慮も必要と思われるが、ソーシャルメディアの浸透により、生徒はもちろん、教員もその実態に翻弄されているようだ。生徒が事件やトラブル等に巻き込まれる可能性の高さは、情報弱者である、という前提で成り立つことを自覚し、その前提に立った教育が模索されるべきであろう。

### 3-3 情報不足の中、教員が模索

質問 メディア教育に関するガイドラインや参考資料などの情報を得られていますか。

回答 豊富に得られている5 まあ得られている92 得られていない43 まったく得られていない2 その他7

教育現場では教材や教育ソースが豊富にある環境にはなく、教員が工夫をして「まあ得られている」のが実態のようだ。「得られていない」回答も一定数いることを考えると、教育に関する情報及びガイドラインの提供が必要であろう。

「豊富に得られている」「まあ得られている」の内容に関する回答を分類すると、「通信企業からの資料」「教育委員会のガイドラインや資料」「関係機関・職員研修の資料」「インターネット上で入手した資料」「教科書・副本・参考書」が5件以上の複数回答であった。

### 3-4 優先順位はメディアの身近さ

質問 特別支援学校の高等部及び相当該当者に対するメディア教育の以下項目の中から必要と考える優先順位を1から順に付けてください。

回答 以下の表は右の数字が優先順位を記した数である。下線はその順位で最も多かった項目である。

表 メディア教育の優先すべき領域

	1	2	3	4	5	6	7※
新聞・雑誌等、紙媒体を通じたマスメディアに関する情報	2	4	15	<u>51</u>	37	9	29
書籍を中心とする出版メディアに関する教育	1	2	4	17	<u>46</u>	40	37
テレビ・ラジオ等を通じたマスメディアに関する教育	4	6	<u>78</u>	27	5	1	26
インターネット全般を中心としたネットメディアに関する教育	60	<u>76</u>	3	2	0	0	6
ラインやフェイスブック等のソーシャルメディアに関する教育	<u>80</u>	48	5	0	2	2	10
すべての媒体にかかる広告メディアに関する教育	2	2	23	22	15	<u>45</u>	38
そのほか	1	0	1	0	0	0	145

※7は無回答を含む

メディア教育として重要なポイントを、伝統的なメディア教育としての新聞やテレビなどのリテラシー向上からソーシャルメディアまでを上げて優先度の選択してもらった結果、ソーシャルメディアの優先度が高いことが顕著であることが確認できた一方で、各項目の最も多く回答された優先順位が、そのまま全体の順位として反映されている。

ラインやフェイスブックなど、若者においてはスマートフォンを使つてのソーシャルメディアと、パソコンを使つてのソーシャルメディアの関わりが、「メディア行為」の中心と思われ、教員もそのトレンドの変化を感じているからこそその結果と思われる。さらにここでは「インターネット」と「ソーシャルメディア」に分けて項目設定をしたところ、ライン等に教育を重視する必要があるとの認識のようであり、生徒にとって身近な存在であるか、または他者とのコミュニケーションに使用しているかの基準が重要な指標となっているようだ。

#### 【ライン・フェイスブックを1位にした学校の回答】

- ・ソーシャルメディアに関する情報モラル教育は必須である。相手の気持ちを考えるトラブルを未然に防ぐ、トラブルになったときの対処を知るなどは絶対に必要である（和歌山）
- ・ソーシャルメディア（ライン）を使用している生徒が多く、卒業後にさらに増えると思われる（愛知）
- ・ライン・フェイスブック等のソーシャルメディアとの付き合い方は、現代に生きる生徒にとって必須の条項と考える。文字媒体を使用することでどのように伝えるべきか、相手の感情を読み取るかなど高度な技術・技能も求められる。情報モラル教育が最優先と考える（群馬）

#### 【インターネットを優先順位1位にした学校の回答】

- ・ネットいじめ、ネット依存、ネット詐欺などが身近な問題になってきているから（新潟）
- ・在学中はもちろん卒業した生徒がネットの被害者・加害者にならないような教育が必要（鳥取）
- ・順位的には、伝達内容の自由度と受け手に対する影響力を考慮している。従来のマスメディアの偏重は公正な目を曇らせる大きな原因であり得るが、それ以前にネットメディアの情報を取捨選択できる力を育成することが最重要であるとする（鹿児島）

#### 【テレビ・ラジオ等を通じたマスメディアに関する教育を1位にした学校の回答】

- ・ネットメディアやソーシャルメディアは自分の携帯電話やパソコンを持つ一部の生徒しか関わることがないが、テレビ、ラジオ等を通じたマスメディアは、どの生徒も関わっていく可能性がある教育だと考えるため（石川）

### 3-5 教員の学びたい意思と派遣の要望

質問 学習に向けた必要なリソース（教材、人材等）は何か、公的支援が必要であればどのような形が最適かなどの要望をお書きください。

回答は自由記述であった。それぞれが思い描くメディア教育に向けて必要なリソースについては、専門家を派遣しての学習に関する要望が26件で最も多く、教員自身が「学びたい」「学ぶ機会を作ってほしい」との要望が16件あり、専門知識を持った教員の配置についての要望も11件あった。同時にインターネットのWi-Fi環境やタブレット等の機器の配備を求める声も19件あった。以下が主な回答である。

- ・最新の情報を得るためにも、教員以外の人材から学ぶことができるとありがたい。また、教材については、編集可能な雛形が用意されると、多様な子ども達への教育を考えると必要である（沖縄）
- ・メディア教育の専門の方を講師として職員研修を行い、教職員のメディア教育に関するスキルを高める（秋田）

### 3-6 生徒の将来を見据えた教育

質問 特別支援学校の生徒とメディアとの関りの中で起こったこと等で気になる点や将来を考えた場合に必要なメディア学習の在り方などについてご意見をお書きください。

回答は自由記述であった。これはメディア教育に関する意見等であるが、生徒がそうであるように、教員にとっても身近な問題であるため、それぞれが昨今のメディア状況と生徒のメディア行為への対応について思いを持っているようだが、ソーシャルメディアの氾濫によりメディア・教育双方の羅針盤がなくなった状況下、「特別支援教育」を行う教員も悩んでいる姿が浮き彫りになった。以下が主な回答である。

- ・特別支援教育に限らず、今後メディアとの付き合い方はとても重要である。有効な使用方法を中心に在学中に学べると良い

と思う。知的障害のある人が被害者・加害者になるケースも多く、問題が予想される点は早めに教育出来たら良い。テクノロジーは、日進月歩で変わっていくことも多く卒業後においても学び続ける環境も同時に整備していく必要がある（沖縄）

- ・教員がメディア・リテラシーを学ぶ機会を増やし、情報を処理する能力や情報を発信する能力を深める必要がある（岩手）
- ・特別支援学校の生徒はSNS等の利用において、相手の気持ちが健常者以上に分からない場合が多いので、円滑なコミュニケーションを行うために、ルールについて具体的に教える必要がある。また、健常児が自然と理解できる「暗黙の了解事項」も分からない生徒が多いので、分かりやすい言葉にして書いたり絵にして伝える必要がある。SNSやオンラインゲームなどの使いすぎによる悪影響への指導も必要である。保護者の協力が得られない場合などは生活が改善しないことが多く、卒業後の職業生活が難しくなる事例も散見される（和歌山）

### 3-7 調査総括

上記3-6の回答の中には教員の切実な思いも込められていた。「生徒たちは将来にわたり情報社会の中で生きていかなければならない。しかし特別支援学校の生徒は、通常学校の生徒に比べ、情報モラルに関する理解が乏しいと考えられる。今後メディア（特にネットメディア）に関する問題等がさらに増えていく可能性があるが、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行っただけで、様々なメディアに関する教育をしていく必要がある（石川）」「情報化している社会や目まぐるしく変化する社会において障害のある人がメディアを活用することで、よりよい人生を送れたり、できることが増えることを期待し、より意味のある本当に活用できるメディア教育が出来れば良いと思います（岡山）」「軽度な知的障害や聴覚障害の人にとって、読解力が課題となる、国語との連携が大切と感じている（東京）」「大事な情報源であり、有効に安全に使うすべを習慣にすることは人生のクオリティに大きく影響する。小さいころから親、保護者の教育も必至であると考え（神奈川）」。

これらに共通する認識として、旧来の意味ではなく、新しい意味での「メディア・リテラシー」をイメージした上で教育を構築することが必要であり、安全や犯罪に巻き込まれないという目的はあるとしても、結局は正しい情報を見分ける力を付けることが求められており、その方法を教員は模索しているといえる。

この新しいメディア・リテラシーは結局、新聞・テレビ等、発信される情報に対するものでもあり、インターネット情報に対するものでもあり、ソーシャルメディアに対するものでもある、普遍的な意味合いを帯びてくる。

しかしながら、特別支援教育におけるメディア教育は生徒の特殊性を考慮しながら、その最適化を抽出していく作業が必要であり、この特殊な教育の領域に通信会社やネット会社、メディア各社がその領域に踏み込んで現状を把握することは現実的に難しいと思われる。

従って、現場の教師が生徒のニーズを汲みながら、地域のメディア・リテラシーに関する専門家とともにニーズに応じた新たなメディア教育を打ち立てていく可能性を模索する必要があるだろう。この点は、2017年の文部科学省の調査<sup>9</sup>でほぼすべての学校に配置されているコーディネーターを活用する手法も有効であるかもしれない。

メディア環境の激変により従来のメディア・リテラシー教育は破棄され、新しいメディア教育へのシフトチェンジが求められているのではないかというイメージは、本調査によって、「情報」という大きな括りの中で、メディアを「情報を媒介するツール」として考えた場合に、従来のマスメディアにかかるメディア・リテラシーを土台として、その歴史的な発展形として、ソーシャルメディア時代のメディア・リテラシーを考えていくのが、重要であろう。

ソーシャルメディアが情報ツールとして優勢な中であって、これをコミュニケーション文化の現在地と位置付けた場合、生田ら（2006）が指摘する「新しい文化は、教育コミュニケーションによって創られていく。教師の役割は重大であり、それゆえ、教師自身が社会の進展と共に成長していかなければならない」<sup>10</sup> のであると同時に、その教員を社会は支援する体制を構築する必要がある。そのベースとなる特別支援教育におけるきめ細かなニーズに応じたメディア教育に向けて現場の教員と専門家との間で検討を重ねて、最適化を追究していく行動が求められている。

## 4. 文部科学省が進める生涯教育とメディア学習

特別支援学校卒業後の学習にメディア教育を展開するには、文部科学省が一昨年から取り組む「障害者の生涯学習」の中で実践していく方向性が現実的だ。日本が2014年に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、2016年には国内で「障害者差別解消法」が施行され、ノーライゼーションの取組が加速、2017年に松野博一・文部科学相（当時）が「特別支援教育の生涯学習化に向けて」とのメッセージを發し、同年度に同省生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設され政策の具体化が始まった。同時に生涯学習政策局に加え、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化の障害者支援関係課がメンバー、厚生労

働省の障害福祉、障害者雇用対策関係課がオブザーバー参加する「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を結成した。2018年度は「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」が開催され、障害者の生涯学習に関する今後の在り方やビジョンが出された。私も携わる「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」は全国の大学や自治体、教育委員会、福祉法人や医療法人の18件が採択され、各地で障害者の教育に関する取組が実践、報告された。

これらの取組の一環で私自身が障害者向けのオープンキャンパスを開催し、学習テーマを「メディアと社会～知る、観る、使う～」<sup>11</sup>とした。午前と午後のプログラムでマスメディアの基本知識と映像メディアの変遷を学び、メディアの歴史変遷図をグループで話し合いながら完成させるのが「学習フェーズ」で、午後は自分が「メディアになる」ことを意識してもらい、プロのコーラスグループの歌手を講師に、音を意識しながら実際に声に出すことで伝わり方が違うことを学習した。障害者向けに、メディアに親しんでもらうことも重要なポイントであったが、アンケート調査から浮かび上がったコミュニケーションツールとしてのメディアの変化に対応した学習を確立するには、まだ研究の途上である。オープンキャンパスは今後も継続する予定であり、障害者向けのメディア教育の適正化をさらに実践研究していきたい。

これら実践研究の結果として出されるコンテンツには、それを実践するハコが必要であるが、これは各地域での学びの場を作る機運が必要だ。かつて中学卒業し就職した人への夜間の勉強の場として全国の公民館で設置された青年学級に似たような全国的な取組が出来れば、障害者の生涯学習は確実に根付き、コミュニケーション行為の重要な学びとして「メディア学習」が必然なのは間違いなく、障害者の学習の拡充とともに、メディア教育の充実を考えていきたい。

## 5. まとめ

特別支援学校高等部の生徒は進学を選択が狭められている中であって、社会に出る目の前の「最後の教育現場」にいる。生徒らのパソコンやスマートフォンによるコミュニケーション行為は活発化しながら同時にトラブルも発生しており、トラブルに対応する有効なメディア教育は確立されておらず、現場の教員が対応に苦慮しメディア教育のガイドラインが必要であるとの声も多数確認できた。その必要性に「問題」等、ネガティブな言葉で理由を説明していることは、現場で多くのトラブルが発生し、結果として防衛のための学びに追いやられている実態がうかがえる。各地域の生の声そのものも得られた知見として、今後のメディア教育を構築する上で有益であると考えられる。

新しいメディア教育の構築に向けては、「障がい者」の括りでのメディア・リテラシー向上への先導役がいなのが現状であり、文部科学省が2018年度から開始した障がい者の生涯教育の充実に向けた政策にメディア教育を連動させるには、メディア側の理解と関心が必要であるとともに、受け手側もかつて活発だった地域の青年学級の役割を見直しながら、地域での障がい者の学びのコミュニティにおいて新しいメディア教育の展開を模索する必要があるだろう。さらに行政機関とのインタビューや対話により、メディア教育には専門的な見地から具体的な道筋が示されることを求めていることも確認された。

<sup>1</sup> 障がい者の表記は、障がい、障害、障碍があるが、当事者の指摘などを考え、本論文では「障がい」とするが、各省庁や一般メディアは「障害」を使っており、引用や固有名詞はそのまま「障害」を引用することにした。

<sup>2</sup> 首都圏を中心にした特別支援学校教員50人以上、全国の専攻科や私立の特別支援学校の教員への取材から得られた知見が本調査の背景にある

<sup>3</sup> 総務省（2016）：平成27年通信利用動向調査

<sup>4</sup> 中橋雄・山口眞希・佐藤和紀（2017）：SNSの交流で生じた現象を題材とするメディア・リテラシー教育の単元開発、教育メディア研究 Vol24, pp.2

<sup>5</sup> 前掲書

<sup>6</sup> 総務省：放送分野におけるメディア・リテラシー [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)（2019年5月1日閲覧）

<sup>7</sup> 黒上晴夫（2005）：教育におけるメディア・リテラシーのとらえなおし—メディアとのインターフェイスをデザインする能力として—、教育メディア研究 Vol11, pp.5

<sup>8</sup> 近藤尚（2013）：新聞は「メディア・リテラシー」をどう定義してきたか—読売新聞と朝日新聞の記事における量的分析—、メディアと社会第5号, pp.35

<sup>9</sup> 文部科学省（2017）：平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果、公立の特別支援学校のコーディネーター配置は99.9%であった。

<sup>10</sup> 生田孝至・丸山祐輔（2006）：教師のメディア・リテラシー育成に関する研究動向と課題、新潟大学教育人間科学部紀要第9巻第1号, pp.33

<sup>11</sup> 一般財団法人福祉教育支援協会（2019）：『2018年度文部科学省委託研究事業 特別支援学校高等部卒業生等を中心に対象とした若者の学びを展開するための学習プログラムの開発事業最終報告書』